

運営規程に定めておかなければならない事項

1 事業の目的及び運営の方針

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者について、相談支援専門員、相談支援員、その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載する。従業者の員数は日々変わりうるものであるため、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能。

3 営業日及び営業時間

4 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法、内容並びに計画相談支援対象障害者等及び障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容、計画相談対象障害者等及び障害児相談支援対象保護者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載する。

計画相談支援対象障害者等及び障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、計画相談支援対象障害者等及び障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供する場合の交通費（移動に要する実費）を指す。

5 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。

なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービス提供が行われることを妨げるものではない。

6 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

「虐待の防止のための措置」については、障害者虐待防止法において障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には以下の5点を指す。

- ・ 虐待の防止に関する担当者（相談支援専門員）の選定
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること

8 その他運営に関する重要事項

以下に記載する運営規定は例です。指定を受ける事業種別に応じて、適宜、加除修正をしてください。
また、基準を満たす限り、記載の仕方や内容は任意のものでも構いません。
基準省令等の改正により、内容が変更となる場合があります。

◆◆◆相談支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 ●●法人■ ■■が開設する◆◆◆相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者（児）又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適正な事業を行うことを目的とする。等を記載する。

(運営の方針)

- 第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、区市町村、福祉サービス等事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 6 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 前6項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。等の運営方針を記載する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ◆◆◆相談支援事業所
- 二 所在地 東京都武蔵野市

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 相談支援専門員 〇名（常勤〇名、非常勤〇名）
相談支援専門員は、利用者等からの基本的な相談、サービス等利用計画及び障害児支援利

用計画の作成に関する業務を行う。

三 相談支援員 ○名（常勤○名、非常勤○名）

相談支援員は、主任相談支援専門員の指導及び助言のもと、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する補助的業務を行う。**等配置する職員について記載する。**

※従業者の「員数」については、人員基準の範囲内において「○人以上」と記載しても良い。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 ○曜日から○曜日 ただし、祝日及び○月○日から○月○日までを除く。
- 二 営業時間 午前○時から午後○時までとする。
- 三 サービス提供時間 上記営業時間の内、○時間とする。**等を記載する。**

（指定計画相談支援の提供方法及び内容）

第6条 事業所の相談支援専門員が行う指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規定の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を行う。
- 二 サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の居宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行う。
- 三 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も最適な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- 四 サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し文書により同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
- 五 支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求める。
- 六 サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者等に対して説明し文書により同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者等及び福祉サービス等の担当者へ交付する。
- 七 サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 八 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等事業者等との連絡を継続

的に行うこととし、支給決定時に区市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接するほか、その結果を記録する。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所の相談支援専門員が行う指定障害児相談支援の提供方法及び内容は、前条の規定を準用する。なお、「指定計画相談支援」は「指定障害児相談支援」、「サービス等利用計画」は「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第8条 法定代理受領を行わない指定特定相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費、又は児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 4 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。**等、実費額を徴収することがある場合には記載する。**

(事業の主たる対象者) **※主たる対象者を定めた場合に記載する。**

第9条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

精神障害者(18歳未満の者を含む)

難病等対象者 **等、対象とする障がいの種類について記載する。**

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、武蔵野市、〇〇市、◇◇区の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する担当者(相談支援専門員)を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用にあたって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとと

もに、新規採用時には必ず実施する。

- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。**等の虐待防止に関する事項を記載する。**

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第12条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定により定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）及び武蔵野市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和5年7月1日要綱第56号）に基づき、事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付け、次の機能を担うものとする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

等地域生活支援拠点として位置づけられている場合には記載する。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後○カ月以内
- 二 継続研修 年○回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は●●法人■■■と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。**等の運営についての重要事項を記載する。**

附 則

この規程は、□□*年**月**日から施行する。